

奈良県文化会館公共施設等運営事業

実施契約書の新旧対照表

No	該当箇所								タイトル	旧	新	変更理由
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)			
1	41		8						別紙1 定義集 運営権対価	第38条の規定により事業者から県に対して支払われる●円(消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額)の金員をいう。]	第38条の規定により事業者から県に対して支払われる●円(消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額)の金員をいう。	誤記修正
2	62		1						別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(開業準備期間)の支払時期	1 県負担額(開業準備期間)の支払時期 事業者は、開業準備期間中の統括管理業務、維持管理業務及び開業準備業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、毎事業年度の終了後に請求書を提出する。県は、事業者からの請求書を受理してから40日(休日を含む。)以内に、事業者に対して、当該請求に係る県負担額を支払う。	1 県負担額(開業準備期間)の支払時期 事業者は、開業準備期間中の統括管理業務、維持管理業務及び開業準備業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者が実施する業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、令和9年度において、提案金額を年4回に分けた金額を事業者から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。 ①事業者は、県に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して10日(休日を含まない。)以内に月報を提出する。 ②県は、事業報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、事業者にその結果を通知する。 ③事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年7月(第1四半期分)、10月(第2四半期分)、1月(第3四半期分)及び4月(第4四半期分)又は結果通知から10日以内に、県に対して請求書を提出する。 ④県は、事業者からの請求書を受理してから30日(休日を含む。)以内に、事業者に対して、当該請求に係る県負担額を支払う。	詳細追記
3	62		2			②			別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(運営期間)の支払時期	②県は、業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、事業者にその結果を通知する。	②県は、事業報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、事業者にその結果を通知する。	誤記修正

4	63		2		②		別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(運営期間)の支払時期	回数 1~66回		回数 <u>1~64回</u>		・各年度の支払いについては事業者提案の収支計画表に基づいて、債務負担行為の範囲内で、各年度の当初予算要求をおこないます。令和8年度は初年度であり、収支予算が出ておらず、予算措置ができないため様式から削除しました。 ・質問回答による変更			